

令和 8（2026）年度 多摩市における障がい者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

1 はじめに

(1) 趣旨

多摩市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、令和 8（2026）年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定め、公表します。

(2) 障害者優先調達推進法とは

この法律は、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために、平成 24（2012）年 6 月 20 日に成立、同月 27 日に公布され、平成 25（2013）年 4 月 1 日から施行されました。

(3) 市内障がい者就労施設等との協働の取組

多摩市では、第四次多摩市総合計画（計画期間 平成 13（2001）年～平成 22（2010）年）において、市民、行政、民間、非営利団体、ボランティアとの協働を位置づけ、令和 5（2023）年度から開始した第六次多摩市総合計画においても、引き続き積極的な取組を進めています。

平成 16（2004）年に策定した「多摩市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という。）では、第 3 条で、「協働」を『市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割分担及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。』と定義しています。また、「事業実施における参画」について規定した第 25 条では、市が事業を実施するにあたっての市民の参画とともに、自立的に活動する各種団体等と市との協働を掲げています。

このように、市内の障がい者就労施設を運営する特定非営利団体等とも、「同じ目的に向かい、その目的をより良く達成する手段として、市（行政）と市民団体等、異なる組織と組織が手を組み、互いの特性を活かし合いながら事業を進めていく。」取組を、長年に渡り進めてきました。

多摩市では、今後も障がい者の就労支援について、「協働」の一員として共にまちづくりを進めていきます。

(4) 市組織への適用範囲

この調達方針は、多摩市契約事務規則第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる課（以下「適用部署」という。）に適用します。

2 多摩市における調達方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 多摩市は、単に物品の購入や事業委託、役務の提供等に留まらず、共にまちづくりを進める「協働」の取組の一員として、優先調達を進めていきます。
- ・ 多摩市は、障がい者就労施設等から提供可能な業務等や市各部署が希望する

業務内容等の情報提供と共に、互いの特性を生かした優先調達を、適用部署が推進します。

(2) 調達する物品等

市が契約によって調達する物品や役務の提供、業務委託等のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとしします。

(3) 調達推進体制

市は、障がい者優先調達推進庁内会議において、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進していきます。

(4) 優先調達を推進するための主な取組

① 収益の場の提供

公共施設内の売店設置等への配慮や、イベントへの出店・出品等の場の提供や支援を行っていきます。

② 業務委託先等に対する協力依頼

市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手や補助金等の交付をしている団体等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めます。

③ 共同受注のための障がい者就労施設等による団体（組織）の支援

障がい者就労施設等の受注拡大を目指し、利用者の工賃向上を図るため、市内施設等によって組織された「多摩市障害福祉ネットワーク“たまげんき”」を支援していきます。

④ 契約事務規則の改正

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、多摩市契約事務規則の随意契約に関連する規定を改正し、平成28（2016）年度から障がい者就労施設等を随意契約によることができる対象としました。

⑤ 工事発注での評価基準

工事案件について総合評価落札方式による条件付一般競争入札の評価項目に障害者雇用促進法第43条第1項（障害者の法定雇用率の達成）の規定から事業者を評価し加算する制度を設けています。

3 令和8（2026）年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

区分	内容（例示）	目標契約案件数
物品	記念品、業務用品等	2 案件
役務・業務委託	清掃、冊子配布等	10 案件

※ おやつ等の購入等、学童クラブが、購入の都度契約を行い調達しているものについては、複数の障がい者就労施設等からの調達であっても「学童クラブのおやつ賄い等」として1案件としていましたが、平成28（2016）年度から契約先毎に1案件としてします。

4 令和8（2026）年度における重点的な取組予定事項

(1) 優先調達案件の掘り起こし

多摩市における優先調達案件をさらに拡大していくためには、現状の障がい者就労施設等への発注手法等を見直していくことが必要となっており、予算編成時や事業開始時等において、障がい者就労施設等における受注可能条件の確認・調整や業務の切り出し、発注にあたっての工夫や配慮を適切に行っていくことが重要となります。そのため、新規事業として予算要求で挙げた物品・役務・業務委託案件から優先調達対象を掘り起こし、早期に障がい者就労施設等と協議を進めていくことで、更なる調達の推進につなげていきます。

また、市役所内での業務発注内容等に関するニーズを把握するとともに、所管課と施設等との発注調整を円滑なものとするため、専用の問い合わせフォームを令和7（2025）年度に開設しました。また併せて、所管課から施設等に対し業務発注調整を行う際に必要となるプロセスを整理し、庁内に周知を行ったところです。今後も、こうした新たな方策の活用を促進するとともに、障がい者就労施設等での活動が拡充されるよう、市内施設関係者等とも協議を行いつつ、必要な対応を検討していきます。

「多摩市気候非常事態宣言」を宣言している本市では、地球温暖化対策に向けた取組を進めており、そうした環境保全に係る取組といった新規事業が見込まれる分野において、優先調達に繋がる案件を検討していきます。

(2) 職員への理解啓発等

多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するには、市役所の各部署が行っている事業と障がい者就労施設等が行っている業務のマッチングが重要であり、市内の障がい者就労施設等の活動内容について、各部署への理解啓発が必要であると考えられます。このため、市内障がい者就労施設等における活動内容等について、職員向けの周知を積極的に行い、障がい者就労施設等が具体的にどのような業務の受注が行えるかについてイメージできるような取組が必要となります。職員向けに障害理解促進研修を実施する際等において、可能な限り市内障がい者就労施設等の活動内容を周知するなどの取組を通じ、各施設等の活動イメージを市役所内で喚起し、職員への意識付けを行います。

またこれまで、所管課によって「たまげんき」と協議を重ねる中で、業務内容の一部を切り出すなどの取組により、障がい者就労施設等からの調達が可能とし優先調達推進に寄与するとともに、市の財政削減にもつなげるような好事例を生みだしてきました。新たに優先調達対象案件となった好事例があがった際等には、その調整の経緯や発注にあたっての工夫等につき、市役所内の各部署と共有できるよう、情報提供に努めていきます。

(3) 収益の場の提供

新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰の影響により、事業収入が減少している障がい者就労施設等への支援の一環として、多摩市ではこれまで、「たまげんき」との共催による飲食物等の販売会『たまげんきお弁当フェスティバル』を市役所敷地内で開催するなどの取組を行ってきました。また、市主催イベントである「ばらあーと 多摩市みんなの美術作品展」期間中、「たまげんき」へ販売場所を提供するなど、市が開催するイベントや物品販売の機会について、市内障がい者就労施設等が出店可能となるよう、関係機関との調整等を図っており、引き続き、こうした

取組を継続していくことで、市内障がい者就労施設等の事業活動を支援し、障がい者の工賃向上につなげていきます。

(4) 民間事業者等への PR

障がい者就労施設等が安定した収益活動を行っていくためには、市からの業務発注や収益の場の提供だけではなく、障がい者就労施設等が民間事業者等からの依頼を受け事業活動を行えるよう必要なマッチング支援を行っていく必要があります。こうした状況を踏まえ市では、民間事業者が市内で開催するイベントへの出店調整、民間事業者からの業務依頼に関する受注調整といった支援を、関係機関との協議のうえ行ってきました。

令和 5（2023）年度においては、市と「地域発展の推進に関する包括連携協定」を締結している京王電鉄株式会社との連携により、同社が実施する移動販売事業とのタイアップによる市内施設の出張販売会実施にあたって、企画・調整の支援を行うことで、市としても販路拡大支援に向けての知見を得ることができました。また令和 6（2024）年度・7（2025）年度においても、民間事業者等が市内イベントへ参加する際の配布用ノベルティについて、市とも協議を行う中で、市内重度心身障がい者（児）通所事業所への発注に繋げることができ、結果として、重度障がい者等への日中活動機会提供・工賃収入機会獲得に寄与しました。

引き続き、障がい者就労施設等が行える業務の PR や各種イベントへの出店及び製造品の販売機会創出等について、前述のリーフレットを民間事業者向けの PR に活用するなど、必要に応じ、市が民間事業者等関係機関との調整を行ったうえで、相互のマッチングに努めます。

また併せて、「ぱらあーと 多摩市みんなの美術作品展」といった、市が主催するイベント開催時においても、市民や民間事業者等に向けて障がい者就労施設等の活動内容を周知し、理解促進を行っていくことで、マッチング機会の拡大を図っていきます。